平成２１年（フ）第３７０号

大阪府泉南市りんくう南浜３番地の７

破産者　松本　寅一

1　決定年月日　平成22年４月６日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号

大阪府岸和田市春木旭町１番14号

破産者　有限会社ジャックエクスプレス

1　決定年月日　平成22年４月６日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号

北海道名寄市西六条北10丁目47番地13

破産者　有限会社ヤマサ斎藤食品

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１号

宮城県刈田郡蔵王町宮字中丸前38番地２

破産者　古山　悦雄

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第４号

滋賀県長浜市名越町473番地

破産者　宮崎　敬子

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９５６号

横浜市鶴見区東寺尾東台21番13号　ニックハイム東寺尾304

破産者　西山　　毅

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５８５号

神奈川県川崎市川崎区観音２丁目14番８―604号、開始決定時の住所横浜市金沢区並木２丁目７番８―302号

破産者　大村　　誠

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２号

岐阜県安八郡安八町東結1433番地の10、開始決定時の住所岐阜県大垣市大井３丁目92番地２

破産者　辛島洋行こと　辛島　敏昭

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１０７６号

京都府宇治市小倉町南浦29番地の16、開始決定時の住所京都府宇治市槇島町薗場14番地の５

破産者　西山　正代

1　決定年月日　平成22年４月７日

2　主文　本件破産手続を終結する。

3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4　主文　破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第５０４３号

大阪府池田市荘園１―４―23パークヴィラ中島201号、開始決定時の住所大阪市北区大淀南１丁目６番４―120号大淀町スカイハイツ

破産者　中岩商店こと　三浦　　剛

1　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで

2　一般調査期日　平成22年６月17日午後４時

平成22年４月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１号

新潟県阿賀野市保田2955番地４　メゾン・ド・やすだＶ102号

破産者　藤井妃呂子

1　破産債権の届出期間　平成22年６月２日まで

2　一般調査期日　平成22年７月７日午後２時

平成22年４月７日

新潟地方裁判所新発田支部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第７００号

愛媛県松山市勝岡町38番地

破産者　株式会社シンマツ

特別調査期日　平成22年７月５日午前11時

平成22年４月７日　　松山地方裁判所

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２２号

愛媛県大洲市肱川町名荷谷3431番地

破産者　沖野　公生

1　期日　平成22年５月21日午前10時30分

2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

平成22年４月７日　松山地方裁判所大洲支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１２３７号

熊本県八代市海士江町3458番地２

破産者　肥後農材株式会社

異議申述期間　平成22年５月28日まで

平成22年４月７日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３９１号

熊本市山ノ神１丁目８番32号

破産者　赤﨑已登志

異議申述期間　平成22年５月28日まで

平成22年４月７日

熊本地方裁判所民事第１部